

# 若宮小学校いじめ防止基本方針

市原市立若宮小学校

# 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

## (1) 基本理念

若宮小学校では、「児童はかけがえのない存在であり、社会の宝である。」と考えている。児童が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切な事である。

児童は、豊かな人間関係の中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

いじめは、児童にとってその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、学校全体でいじめ（暴力や言動等）を排除する。

## (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より抜粋】

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。  
いじめには、多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針より】

※本市では、いじめを「見逃さない 見過ごさない 見落とさない」という考え方を基本に、「市原市いじめ対応マニュアル」を策定。（H28.4 改定）

※法の施行（H25.9）及び国の基本方針を受け、本市は、「市原市いじめ防止等のための基本方針」を策定。（H26.8）

※国基本方針の改定（H29.3）を受け、「市原市いじめ防止等のための基本方針」を再度改定。

### (3) 学校及び学校の教職員の責務

若宮小学校の教職員は、基本理念にのっとり、若宮小学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、若宮小学校に在籍する児童に対するいじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。校内においては、校長のリーダーシップのもと、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。

## 2 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

### (1) 生徒指導委員会について

#### ① 役割

- ア 生徒指導の年間計画を立てる。
- イ 生徒指導等に関する情報（いじめ・問題行動・不登校）の共有化を図り、共通理解のもと指導を行うことができるよう具体的な取り組み等について話し合う。
- ウ 教育相談週間を設定し、「学校生活アンケート」「いじめアンケート」などの結果や「相談内容」について確認し、今後の対応を検討する。
- エ 「いじめ」等の問題行動があった場合にケース会議を開き、問題行動の事実確認をした上で、保護者対応を含めた具体的な対策について話し合う。

#### ② 構成メンバー

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・特別支援コーディネーター  
養護教諭・学年主任

#### ③ 会議の開催計画

- ・生徒指導に関する共通理解・・・職員会議の場で毎回行う。
- ・生徒指導委員会・・・学期に1度程度行う。
- ・ケース会議・・・必要に応じ、随時行う。

### (2) 学校いじめ問題対策委員会について

#### ① 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時や重大事態の発生時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割

#### ② 会議の開催計画

10月、3月の2回程度（いじめ案件報告時期）

### ③ 構成メンバー

- ア 基本構成メンバー・・・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当  
心のサポーター・特別支援コーディネーター・養護教諭  
学年主任
  - イ 相談・通報窓口・・・教頭・生徒指導主任
  - ウ 臨時メンバー・・・児童会の児童・保護者・地域住民・他の教職員
- ※臨時メンバーの参加については、いじめ問題の内容・案件により判断する。

(注1)

法第14条第1項(いじめ問題対策連絡協議会)

地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ対策連絡協議会を置くことができる。

(注2)

法第22条(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## 3 いじめに対する措置

### (1) いじめの未然防止に関すること

いじめ防止等においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。豊かな人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを許さない土壌をつくるため、年間を通して予防的な取組を計画・実施する必要がある。

#### 【学校として】

- ① 体験活動、自主的活動、奉仕活動等を積極的に推進し、人間関係や生活経験を豊かにする取組を進める。
- ② 「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童・生徒を育成する。
- ③ いじめについて大人に訴えることは、勇気ある正しい行為であり、学校は、いじめられている児童・生徒を徹底して守り通す、という明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示していく。
- ④ 生徒指導の機能を重視した「分かる授業の展開(児童・生徒に自己存在感を持たせる場面や、自己決定の場面を与えるなどの取組)」が自己有用感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを共通理解としていく。
- ⑤ 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童・生徒のストレスを高め、いじめを誘発するおそれがあることについて確認する。
- ⑥ 児童・生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

#### 【児童・生徒として】

児童・生徒が学級活動や児童会・生徒会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け支援していく(児童会・生徒会によるいじめゼロ宣言、イエローリボンの取組、生徒からの提案の支援等)。

#### 【教職員として】

- ① 教職員の言動が、児童・生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- ② 特別支援学級及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の中には、自分の思いや悩みを表現することが苦手な児童・生徒もおり、いじめ等のトラブルに発展することがある。このような児童・生徒に対するいじめを未然に防止するには、各学校の全教職員による支援体制の構築が不可欠である。

#### 【関係機関として】

インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめに対しては、青少年指導センター、市原警察署及び千葉県警察（少年課、内房少年センター、サイバー犯罪対策課）等と連携して児童・生徒及び保護者に指導していく。

## （２）いじめの早期発見に関すること

いじめは、インターネットやソーシャルメディアを含めて、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

#### 【学校として】

- ① 年7回（5・6月、10・11月、1・2月）に生活アンケート・いじめアンケート・体罰セクハラアンケート調査、児童との個別面談などを行い、その内容をもとに保護者面談を実施する。
- ② 児童がいじめを訴えやすい体制を整え、職員会議や生徒指導委員会等で、いじめの実態把握に努め、分析を行い適切に対応する。
- ③ 八幡東中学校のスクールカウンセラー、心のサポーター、特別支援コーディネーター、養護教諭と効果的に連携し、児童の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。
- ④ 家庭訪問や個人面談、日頃の連絡帳や電話連絡を通じ、保護者と学校（教職員）との信頼関係を構築し、保護者が学校に相談しやすい雰囲気をつくっていく。
- ⑤ 幼稚園から小学校、小学校から中学校への児童の様子について引き継ぎを行う。

#### 【教職員として】

- ① 日常の学級経営の充実を図るとともに、授業中や休み時間等、日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう積極的に情報収集を行い、情報を教職員間で共有する。
- ② 担任を中心として日記等を活用した指導等、日常の教育活動を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制を整える。
- ③ 職員研修（児童状況の共通理解）を通じ、いじめ防止に関する職員の資質向上を図る。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑤ いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項<sup>(注3)</sup>の規定に違反することとなる。

(注3)

法第23条第1項(いじめに対する措置)

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

## 4 いじめの相談・通報窓口について

いじめ発見の一番のきっかけは、本人からの訴えである。学校、家庭、地域の中に悩みを相談できる大人や仲間の存在があることが重要となる。教育相談週間、保護者面談、学校生活アンケート・いじめアンケート・体罰セクハラアンケート、相談箱や日常の観察から、どのような人間関係の中で生活を送っているか把握する。悩みを一人で抱えず、誰かに訴え出るとは卑怯な行為ではないと理解させ、「はなす勇氣」を持たせる。学校では「被害者の保護」、「秘密の厳守」、「全職員での見守り」をいつでも実行できる体制が整っていることを学校便りで児童、保護者に発信する。

- ① 学級担任を主体とした、日常的な相談ができるようにする。
- ② いじめ相談・通報窓口として、教頭、生徒指導主任が原則として対応するが、全職員で対応していく。
- ③ 養護教諭、特別支援コーディネーター等も、積極的に相談に応じる。
- ④ いじめ相談・通報窓口については、学校便りで児童・保護者・地域に知らせる。
- ⑤ 児童には、いじめゼロ宣言の「はなす勇氣」について説明をし、相談しやすい雰囲気为学校全体でつくっていく。

### 【若宮学校の相談窓口】

・全職員が、いつでも相談を受け付けていますので、一番話しやすい教職員に相談して下さい。

電話相談 0436-41-2364

※若宮小学校以外の相談・通報窓口

### 【八幡東中学校 スクールカウンセラー】

直通 0436-43-7501

## 5 いじめの対処に関すること

いじめへの対処については、いじめの発見・通報を受けた場合に特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する必要がある。これらに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

### (1) 被害児童への対処

被害児童に対しては、被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連絡の上、対応及び支援を講じて行くことが必要である。

- ① 被害児童の心的な状況等を十分に確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ② 被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー及びスーパーバイザーなどの外部専門家により、児童を支援する。
- ③ 被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導する等、状況に応じて被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。

- ④ 被害児童が、加害児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の機会を設けて、関係修復を図る。
- ⑤ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒本人及びその保護者に対し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童・生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童・生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童・生徒及び加害児童・生徒については、日常的に注意深く観察していく。

## (2) 加害児童への対処

加害児童に対しては、家庭環境や障害特性等教育的配慮の下、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- ① いじめたとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得たりしながら、関係機関と連携して組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。
- ② 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
- ③ 加害児童に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解を促す。
- ④ 加害児童の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、

さらに警察との連携による措置も含め、対応する。

- ⑤ いじめ行為が止まない等の事案については、加害児童・生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項<sup>(注4)</sup>の規定に基づき当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、被害児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずることができる。

(注4)

学校教育法 第35条 第1項（児童の出席停止）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為。

二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

### (3) 周囲の児童への対処

被害児童及び加害児童の問題にとどめず、当該児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、学級での話し合いや学年・全校集会等を行い再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

### (4) 学校として特に配慮が必要な児童・生徒への対応について

- ① 発達障害を含む、障害のある児童・生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童・生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童・生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ② 海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童・生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことを留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童・生徒、保護者等の外国人児童・生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ④ 東日本大震災により被災した児童・生徒又は原子力発電所事故により避難している児童・生徒については、被害児童・生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境へ不安等を教職員が十分に理解し、当該児童・生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童・生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ⑤ 上記①～④以外で、特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## 6 いじめ防止等のための取組状況の評価

学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付ける。

評価にあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童・生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されるように行う。

## 7 いじめを認知した場合の対処

### （1）通報連絡体制

いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まずに直ちに学年主任、生徒指導主任、教頭、校長等へ報告する。報告されたいじめ事案についてはすべて教頭へ報告し、必要に応じて学校いじめ問題対策委員会を行い、情報を共有する。

### （2）聞き取り調査と記録

いじめの疑いがある場合は、わずかな兆候であっても早期対応を行う。事実の確認と背景の調査については当該児童や周囲の児童に聞き取り調査を行う。聴取の際には原則、複数の教員で行う。《児童が話しやすい環境を整える上で1対1の面談が有効な場合はその限りではない。》聴取時間、休息や食事時間、質問内容については指導や記録を行う組織内で十分に打ち合わせの上行い、時間の超過が心配されるときには、指導中であっても中断するよう複数の教員で注意を払う。聞き取りは事実の確認を趣旨とし、決めつけた聴き方や暴言は慎む。記録については、聞き取り調査と平行して行うものと、事実を確認した上、まとめた記録の両方を保存する。（手書きで記録したものは、情報を整理し、パソコンを使って記録し保存する。）

### （3）被害児童の保護と対応

いじめ事案が発生した場合の最優先事項は被害者の保護である。いじめ加害者や周囲の者からの圧力に苦しまないよう十分配慮しなくてはならない。学校で確認されたいじめの事実については、被害児童、加害児童、双方の保護者に情報提供や通告を行い、学校、家庭、（場合によっては地域）の多くの大人が見守れるように情報を共有する。被害児童や保護者へは「徹底して守り抜く」ことを伝え、不安な点や学校生活における配慮について聴取を行い、対応策を示す。必要に応じて別室での学習や八幡東中学校のカウンセラーとの面談を行えるよう速やかに準備する。

### （4）通報者の保護と対応

いじめ事案の通報者が、加害児童からの圧力に苦しむことがないように、通報者に関する情報は秘密厳守を原則とし、加害児童に知られることがないように配慮する。

加害児童が通報者に関する情報を知った場合については、全教職員の共通理解のもと、被害児童と同じく「徹底して守り抜く」ことを通報者に伝え、保護者と連携しながら安心して通報者が学校生活を送れるよう配慮する。

### （5）関係機関との連携

いじめが暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、警察等関係機

関と連携した対応を行う。また、困難な事案に対しては市原市教育委員会に指導、助言等を求める。

## 8 いじめの指導

### (1) 被害児童のサポート

いじめの事実が確認された場合、被害児童の心的な苦しさや悔しさを十分に受け止めた上で、学校生活を送る上での不安を取り除き、安心して学習（活動）できるように配慮する。加害児童と同室での活動が困難な場合は、加害を別室学習（活動）させる等の措置も行う。

心のケアについては、八幡東中学校のスクールカウンセラーを交えた対応会議をもって継続的な支援を行う。また、被害児童にとって信頼できる人と連携し、学校の内外を問わず見守れる環境を整備する。

被害児童への支援は継続して行うのと同時に、保護者への連絡と支援も継続して行っていく。

### (2) 加害児童への指導

いじめが認められた場合、速やかにやめさせる。その上で事実の確認を行い、対応を検討する（学校いじめ問題対策委員会）。特にいじめが重大な人権侵害行為であり、人として許されることではないという点については十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。複数の教員が連携して、組織的にいじめを止めさせるとともに、いじめの背景にも目を向け、該当児童の健全な人格の発達にも配慮し、保護者へ助言を行う。

発達段階に課題が認められる場合は、保護者にも伝え、スクールカウンセラー等を交えた面談、助言を行う。特別指導に関する内規を点検し、関係する内容を児童、保護者に周知する。

### (3) 周囲の児童への指導

いじめの事実確認を行い「傍観者」、「観衆」となっている児童に対し、自分の問題としてとらえるよう指導を行う。周囲の行動がいじめを受けた児童にとって孤独感や孤立感を強めることを十分理解させ、そのつらさや苦しさに共感できるようにする。

また、日頃から全教職員が「いじめは絶対に許さない」ことを徹底して児童に伝え、未然防止や教師への報告を呼びかける。

## 9 重大事態の対処について

### (1) 重大事態の意味

- |  |
|--|
| <p>① いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>② いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>「いじめにより」とは、児童・生徒の状況に至る要因が当該児童・生徒に行われるいじめにあることを意味する。</p> |
|--|

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断するが、例えば、次のケースが想定される。

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神症の疾患を発症した場合

「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

【国の基本方針より】

## (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると判断した場合には、法第30条第1項<sup>(注5)</sup>の規定により、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する（必要に応じて警察へ報告）。

なお、報告期限等については、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」行うものとする。不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。

児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱い、適切に調査を行った上で報告する。

(注5)

法第23条第1項(いじめに対する措置)

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

## (3) 重大事態への対処

- ① 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、全職員が十分に認識する。
- ② 最悪の状態を想定しながら、迅速・的確に対応する。
- ③ 重大事態が発生した旨を、市原市教育委員会へ速やかに報告する。
- ④ 教育委員会と協議の上、教育委員会から学校が主体となった調査の実施を指示された場合、当該事案に対処する「学校いじめ問題対策委員会」を中心として、当該事案に対処する「学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ⑤ 事実関係を可能な限り明確にし、時系列に整理し記録する。事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。これまでに行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ⑥ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明確になった事実関係について、情報を適切に提供する。また、関係者の個人情報に十分配慮するが、それを盾に説明を怠らないようにする。得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する可能性があることを事前に調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

- ⑦ 教育委員会へ調査結果を報告する。
- ⑧ 被害児童及びその保護者が調査結果の説明を希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。
- ⑨ アンケートや事実関係の記録等の資料は、10年間保管する。
- ⑩ 必要に応じて、警察等関係機関に通報する。

## 10 公表、点検、評価等について

### (1) 公表

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公表するとともに保護者会や学校便り等で保護者や地域へ周知を行う。

### (2) 点検

年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、適切に対応を図る。いじめ問題に対する取り組みを児童、保護者、教職員等で評価をし、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

#### 学校評価項目

※以下の項目を4段階（A, B, C, D）で回答を受け、いじめの早期発見に取り組む。

- 「お子さんは学校を楽しんでいる」
- 「お子さんは学校や学年、学級で好ましい人間関係を築いている」
- 「学校は子どものことについて適切に相談に応じている」

## 11 教育委員会又は学校による調査及び措置

### (1) 調査

調査は、学校と教育委員会が事実に向き合い、当該重大事態に対処するとともに、その後の同種の事態の発生の防止に資するために行う。

### (2) 調査を行う組織

#### ① 学校が主体となる場合

[対象事案]

- いじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 被害児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申出があったとき。
- いじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間（不登校の定義を踏まえ年間30日が目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

[調査組織]

- 法第28条第1項<sup>注6</sup>の規定により、学校いじめ対策組織を母体として、公平性・中立性の確保に配慮しながら、学校評議員、PTA役員などの教職員以外の委員を加えながら、「学校いじめ問題対策委員会」を設置し、調査を行う。

#### ② 教育委員会が主体となる場合

[対象事案]

- いじめられた児童・生徒及びその保護者の訴え等を踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断されるとき。

[調査組織]

- 市教育委員会事務局内の職員等で構成する「教育委員会いじめ等調査委員会」を設置する。また、必要に応じ、本委員会に専門的な知識及び経験を有する者を加え、調査を行う。

(注6)

法第28条第1項(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の事実関係を明確にするために、次の点について事実関係を、可能な限り調査する。

- ① 当該重大事態に至る要因となったいじめが、誰が、誰から、何を、いつ(いつ頃から)、どこで、なぜ、どのような態様であったか。
- ② いじめが発生した背景・事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか。  
このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法を決定の上、適切に調査を進める。

学校及び教育委員会は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

調査による事実関係の確認とともに、加害児童・生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

被害児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し、被害児童・生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、安心した学校生活や学習に集中できるような支援が必要である。

#### 【児童・生徒や教職員に対するアンケートや聞き取り調査】(10年間保存)

- ① 被害児童・生徒からの聞き取りが可能な場合  
被害児童・生徒からの聞き取りが可能な場合、被害児童・生徒から十分に聞き取るとともに、被害児童・生徒及び情報を提供してくれた児童・生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。
- ② いじめられた児童・生徒からの聞き取りが不可能な場合  
児童・生徒の入院や死亡など、いじめられた児童・生徒から聞き取りが不可能な場合は、当該児童・生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、実施する必要がある。

### (4) 調査を行う際の留意事項

- ① 事案の重大性を踏まえ、教育委員会において、出席停止措置等の活用やいじめられた児童・生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の変更などの弾力的な対応の検討が可能である。
- ② 教育委員会は、被害児童・生徒及びその他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために速やかに加害児童・生徒に対し、出席停止を命ずることができる。その際には、家庭の環境や教育力を加味して判断する。
- ③ 学校及び教育委員会は、児童・生徒や保護者へのケアと落ち着いた学校生活を取り

戻すための支援に努めるとともに、予断のない判断と一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

- ④ 調査を開始する前に、被害児童・生徒及びその保護者に対して、被害児童・生徒及び保護者の意向を踏まえた調査を行うことを丁寧に説明しておく。また、調査結果の提供については、どのような情報を、どのような形式で被害児童・生徒及びその保護者に提供するのかを説明しておく（個人情報については、個人情報保護条例等により提供できない場合があることなど）

#### 【自殺の背景調査における留意事項】

児童・生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童・生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

### (5) 調査の結果を踏まえた措置等

- ① いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への適切な情報の提供

教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、法第28条第2項<sup>(注7)</sup>の規定により、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

- ② 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会から（学校が調査主体となったものは、学校から教育委員会に報告し、教育委員会を通じて）、市長に報告する。

- ③ 調査結果の公表

調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害児童・生徒、保護者と確認をしておく。

(注7)

法第28条第2項（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

## 1 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

市長は、法第30条第2項<sup>(注8)</sup>の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関である「市原市いじめ問題再調査委員会」により、再調査を行う。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項<sup>(注8)</sup>の規定により、その結果を市議会に報告する。

また、市長は、再調査により明らかになった事実関係や再発防止策等について、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

なお、情報の提供にあたっては、他の児童・生徒のプライバシー保護に配慮する等、

関係者の個人情報保護に十分に配慮し、適切に提供するものとする。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(注8)

法第30条 第1項・第2項・第3項（公立の学校に係る対処）

1 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のための必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

### 1 3 いじめ問題防止、早期発見に向けた取組計画

4月	職員会議（今年度の流れなどの共通理解） 若宮小「四本の心の苗木」など
5月	Q-Uアンケート・学校生活アンケート
6月	児童集会（いじめゼロ宣言）・運動会 いじめアンケート・命を大切に作るキャンペーン（イエローリボン）
7月	教育相談週間（6月後半より）・保護者面談・小中情報交換会
8月	
9月	体力テスト
10月	学校いじめ問題対策委員会（生徒指導委員会） 学校生活アンケート
11月	いじめアンケート
12月	教育相談週間（11月後半より） 保護者面談・キラキラ集会（クリスマス集会）
1月	学校生活アンケート・体罰セクハラアンケート
2月	いじめアンケート 6年生を送る会
3月	卒業式・中学校との引き継ぎ・幼稚園からの引き継ぎ 学校いじめ問題対策委員会（生徒指導委員会）

上記は予定であり、日程や内容が変更されることもある。